

中間検査合格証を交付できない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日
建築主、設置者又は築造主 様
指定確認検査機関 印

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第7条の4第1項（同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第7条の4第3項に規定する中間検査合格証を交付できないので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に 建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなければ、提起することができません（審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。

記

1. 確認済証番号 第 号
2. 確認済証交付年月日 平成 年 月 日
3. 確認済証交付者
4. 建築場所、設置場所又は築造場所
5. 検査を行つた建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
6. 特定工程
7. 検査年月日 平成 年 月 日

（理由）

（備考）